

第 54 回北九州市 PCB 処理監視会議 議事録

【1】実施日時:令和 8 年 2 月 2 日(月)14:00~16:10

【2】実施会場:リーガロイヤルホテル小倉 3 階エンパイアルーム

【3】会議次第

1 北九州 PCB 処理事業所解体撤去工事の進捗について(JESCO 北九州)

(1)北九州 PCB 処理事業所撤去工事の実施について

(2)北九州 PCB 処理事業における安全活動

2 環境モニタリング結果について(JESCO 北九州、北九州市)

3 高濃度 PCB 廃棄物処理事業の記録作成(環境省、JESCO 北九州)

4 今後の監視会議のあり方について(北九州市)

【4】

(1)委員(五十音順)

浅岡 佐知夫 座長

河井 一明 委員

古柴 敏夫 委員

末松 正典 委員

多田 政博 委員

松永 裕己 委員

内山 仁志 委員

清田 高德 委員

塩田 実 委員

高尾 俊春 委員

成田 裕美子 委員

吉永 耕二 委員

(2)中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)

PCB処理事業部長

北九州事業所所長

北九州事業所副所長

北九州事業所副所長

北九州事業所安全対策課長

PCB処理事業部審議役

馬場 康弘

安井 仁司

黒澤 淳

金縄 保徳

和田 淳宏

作花 哲朗

(3)関係行政機関

環境省廃棄物規制担当参事官

環境省有害廃棄物処理推進調整官

九州地方環境事務所資源循環課長

九州地方環境事務所PCB処理対策専門官

大川 正人

切川 卓也

和家 秀格

吉田 善勝

(4)北九州市

環境局長

環境監視部長

環境監視課長(事務局)

企画調整係長(事務局)

木下 孝則

江藤 優子

松岡 靖史

小畑 勝也

○事務局

それでは、定刻となりましたので、第 54 回北九州市 PCB 処理監視会議を開会いたします。

まず始めに、お手元の配付資料を確認いたします。第 54 回北九州市 PCB 処理監視会議議事次第に記載している資料でございます。資料1-1としまして、「北九州 PCB 処理事業所を解体撤去工事の進捗について」、資料1-2「北九州 PCB 処理事業における安全活動」、資料 2「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果について」、こちらは今年度のモニタリング結果と過年度のモニタリング結果について、それぞれ JESCO と本市から計 4 種類の報告資料となっております。続きまして、資料 3「高濃度 PCB 廃棄物処理事業の記録作成について」、資料4「今後の監視会議のあり方について」、参考資料といたしまして、「第 53 回北九州市 PCB 処理監視会議議事録」及び「PCB 処理だより Vol.52」をつけてございます。資料について不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

本日の監視会議委員の出席状況ですが、本会議の運営に長らくご尽力いただきました大石委員と津田委員は、監視委員を辞退したい旨のお申し出をいただいたため、残念ではございますが、令和 7 年 3 月をもってご勇退となっております。これにより、委員総数は 17 名となり、本日 12 名のご出席をいただいております。

質疑応答の際にご発言する場合は、各自マイクをご用意しておりますので、電源は触らずにそのままご発言いただきますようお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、北九州市環境局長よりご挨拶申し上げます。

○北九州市

皆様、こんにちは。北九州市環境局長でございます。本日はお忙しい中、54 回目となります北九州市 PCB 処理監視会議にご参加いただき感謝申し上げます。

JESCO 北九州 PCB 処理事業所での操業は令和 6 年 3 月末をもって終了し、現在は処理施設の解体撤去工事が行われております。この監視会議は、高濃度 PCB 廃棄物の処理事業を行うに当たりまして、徹底した情報公開と説明責任を果たすために設置され、専門家の方だけでなく、市民の立場からのご助言をいただいております。この間、約 20 年に渡りまして、監視会議の座長をお務めいただいております浅岡先生を初め、委員の皆様にはこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

現在、解体撤去の状況は、1 期施設は建屋の解体撤去に向けた準備段階、2 期施設はプラント設備の解体撤去工事の段階となっております。本日は、JESCO 様から解体撤去の具体的な進捗状況、環境省様の方からは、高濃度 PCB 廃棄物処理事業の記録作成などを報告いただきます。また、JESCO 施設の解体撤去が進みます中で、令和 8 年度には高濃度 PCB におきまして、管理すべき状況が大きく変わってまいりますことから、今後の監視管理のあり方について、本市からご説明いたします。

今後も解体撤去が終了するまで、周辺環境モニタリングや作業の安全性などをしっかりと監視指導してまいりますので、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございます。続きまして、環境省廃棄物規制担当参事官よりご挨拶を頂戴いたします。参事官、よろしくお願い申し上げます。

○調整官(環境省)

参事官が web での参加を予定しておりましたけれども、電波の状況が悪いようなので、私の方でご挨拶を代読させていただければと思います。

浅岡座長を初め委員の皆様、そして北九州市の皆様におかれましては、JESCO の PCB 処理事業に多大なご協力を平素より賜っておりまして、改めて御礼を申し上げます。いつもありがとうございます。

先ほど、局長からご説明いただきましたけれども、JESCO 北九州事業所につきましては、平成 31 年 3 月に 1 期施設での処理を終了しまして、令和 6 年 3 月に 2 期施設の処理も終了し、現在、他の事業所よりも先行して処理施設の解体撤去に取り組んでいただいているというところでございます。1 期施設・2 期施設、それぞれ進捗状況でございますけれども、1 期施設に関してはプラント設備の解体撤去まで安全に進んでございます。2 期施設に関しては、PCB の付着状況調査を実施して 1 期施設で培ったノウハウで安全に対応できそうであることを確認して、現在プラント設備の解体に向けて PCB の除去を進めているといった状況になってございます。さらに、JESCO 本社におきまして、北九州事業所で培ったノウハウを解体撤去マニュアルという形で取りまとめ、他の事業所で活用できるように展開するとともに、他の 4 事業所での解体撤去計画策定や手引作成時にも、北九州事業所での経験が活かされています。

JESCO における高濃度 PCB の処理事業に関しては、皆様方に監視を行っていただきながら着実に進めているところでございまして、環境省では現在、PCB 特措法の改正も視野に入れまして、今後発見された PCB 廃棄物、これは低濃度も含めてになりますけれども、適正処理に向けまして制度的なものも含めて検討を進めてございます。PCB の確実な処理に向けまして、引き続き検討してまいります。さらに、この PCB 処理事業に関して、現在有識者会議におきまして、PCB 処理事業により培った知見や経験を将来の有害廃棄物対策につなげていこうということで、記録書の作成にも取り組んでおりまして、本日の会議の中におきまして、資料 3 で検討状況等をご説明させていただきます。本日の会議もよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行を座長にお願いしたいと思います。座長よろしくお願いたします。

○座長

今日ご参加の各委員の皆様ご苦勞様です。それとともに、北九州市の担当部局の方々および環境省の担当部局の方々、最後には処理事業の実施主体である JESCO のの方々、この会議への参加ご苦勞様です。皆様よろしくご議論をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。まず、北九州 PCB 処理事業所解体撤去工事の進捗について、資料に基づいて JESCO さんから説明をお願いします。

○JESCO

JESCO 北九州事業所長でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料1-1でございます。解体撤去工事の進捗についてご説明させていただきます。資料は二つのスライドを上下に並べております。それぞれスライドの右下に番号をつけております。その番号をご紹介しながらのご説明とさせていただきます。

スライド 1 でございます。事業所の解体撤去に係る全体スケジュールをお示ししております。上の段が第 1

期の処理施設、下の段が第 2 期の処理施設のそれぞれスケジュールとなります。令和 7 年度 1 期施設の方でございますが、建築物の解体撤去中でありまして、この令和 8 年度中にこの撤去が終わる見込みになってございます。2 期施設は、プラント設備の解体撤去工事前の準備作業を行い、並行して一部のプラント設備の解体撤去の実施と計画、またその後に実施いたします、建築物の解体撤去の計画を行っているという状況でございます。2 期施設の工事が終わりますと、土壌の汚染調査を行いまして、その後は地下工作物の撤去等につきましては、土地の売却検討の際にあわせて検討をしてみたいというふうにご考えてございます。

次に、スライド 3 をご覧ください。このスライドは、1 期施設の解体撤去の実施状況となります。1 期は現在、建築物の解体撤去の最終段階となります。令和元年から足かけ 8 年ほどで一連の作業工事が終了するということとなります。

次のスライド 4 をご覧ください。こちらのスライド、前回もご説明させていただいた情報となりますが、建築物の解体撤去工事の概要となります。契約工期は今年の 10 月までとなっております。地表面の土間のコンクリート、また杭などの地下部分の工作物は残ります。2 期施設の建築物の解体撤去工事後にこの部分の撤去をあわせて行うというふうな計画にしております。

次に、スライド 5 をご覧ください。スライド 5 では、建築物の解体撤去について、少し詳しく工程をお示ししています。まず、除去分別を行ってから解体工事を実施するというところでございますが、それでは、ここで完了いたしました建築物の除去分別につきましては、動画をまとめておりますので、それを見ていただければと思います。

～第 1 期処理施設「建屋の除去分別工事」の映像を再生～

それでは、スライドの方の説明に戻らせていただきます。スライド 6、スライド 7 につきましては、今動画の中でご紹介した内容となっております。

スライド 8 の説明をさせていただきます。スライド 8 でございますが、こちらは除去分別期間中の各工区、ABC 各工区の作業環境測定を行った結果をグラフでお示ししております。いずれも作業環境管理濃度を下回りまして、分析の結果、検出下限の結果となりました。動画にもありましたけれども、作業に伴って発生いたします粉じん、これをうまく回収できた結果というふうにご考えてございます。右の表は、建物から外部に出ていく排気の測定結果ですが、協定値を十分下回った結果というところでございます。

次のスライド 9 をご覧ください。除去分別が終わった後に実施いたしました確認調査についての説明となります。左の図は、1 期施設全体の 1 階部分の平面図となります。図が小さくて申し訳ございませんが、床のコンクリートで赤い点の部分、ピンクの点の部分で測定を実施した場所となります。緑の部分につきましては、鉄骨の柱がございまして、その下の部分にコンクリートで根巻きをしておりますので、その分も測定してございます。右の図は、液処理室の壁、天井で測定した場所を例示としてお示ししております。床コンクリートで言いますと、600 力以上、壁、天井のボード関係で 300 力所、その他金属部位につきましては 700 力所を分析してございます。全ての場所で該当性判断基準以下、PCB 汚染物ではないということは確認できてございます。

次のスライド 10 をご覧ください。こちらは除去分別作業が終わった後、作業環境測定を行ったというところでございます。PCB の測定につきましては、赤い点の箇所を実施してございます。全 230 地点で検出下限値未満と確認してございます。ダイオキシンについては、青い点の箇所を 2 地点で行っておりますが、管理濃度を下回っております。これらの結果より、建屋の解体撤去工事に着手できると判断したというこ

ろでございます。

次に、スライド 11 をご覧ください。床、壁、天井の除去分別実施後の確認調査と作業環境測定の結果を受けまして、換気空調設備を停止し、換気空調設備の除去分別撤去を実施いたしました。このスライドでは、活性炭吸着層の解体に係る説明となっております。図と写真となっております。左の図が平面図、右の図は断面図となります。写真は左から作業順に右に並べております。活性炭吸着槽の解体では、グリーンハウスで設備を囲った中で作業を行ったというところでございます。

次に、スライド 12 をご覧ください。スライド 12 は、天井裏の狭いスペースで排気ダクトの解体をどのように進めたかという図と、その際の写真をお示してございます。こちらはダクト内が露出しないように、図の右にルーズソックス工法と記載しておりますけれども、ダクトの継ぎ目部分にカバーをかけた状態にいたしまして、ダクトの切断を外しましてカバーを絞り込んで、それを切断するという事で、ダクト内が露出しないという方策をとってございます。

次に、スライド 13 をご覧ください。このスライド 13 から 16 までは、建屋の解体撤去工事の進め方についてのご説明となります。このスライドでは、仮設準備工事として、囲いの設置と仮設事務所の設置、また、玄関のところにあります庇ですとか、歩道の部分の屋根の撤去、そういったものを行って、その後に建物の外周に防音シートを設置するという事を行うという事を示してございます。

次に、スライド 14 をご覧ください。内装材の撤去ということになります。建具、空調機器、換気設備、照明器具などの建築設備機器、内装材、床材、間仕切りの石膏ボード、また天井材を撤去することになりますが、仮設足場ですとか、高所作業車を使って行うという事を考えてございます。

次に、スライド 15 をご覧ください。スライド 15 は、建屋の躯体の撤去をご説明してございます。躯体、屋根、外壁、コンクリートの床などの撤去となります。散水をして、粉じんの発生を抑えながら、大型の重機を導入しての撤去となります。屋根とか外壁を極力残しての撤去とすることとしてございますが、そのイメージをこのスライドでお示してございます。

次に、スライド 16 をご覧ください。地下部の埋め戻し、整地となっておりますけれども、躯体の撤去後の作業となりますが、土間のコンクリート床、コンクリート製の腰壁等が残ります。シャッターやドアなどの開口部にバリケードの設置をして、1 階の床から掘り下がっている部分、こういった箇所、液処理室ですとか電気室の地下のピット、こういった部分もございまして、この掘り下げた部分につきましては、碎石で埋め戻してコンクリートで舗装しておくという事を考えてございます。ここまでを 10 月までに予定している撤去工事と言うこととなります。

続きまして、スライド 18 をご覧ください。2 期施設の解体撤去工事の施工説明となります。2 期施設も、1 期施設と同じくプラント設備の解体撤去工事から始めています。その後、建築物へと進めてまいりますけれども、2 期施設は 1 期施設に比べまして規模が大きく、除去分別と並行して解体撤去工事を行う部分がありますので、VTR とプラズマ設備は建物の解体時に合わせての解体というふうに考えてございます。そのため、現在工事中のプラント設備を第 1 段階、建築物と同じ時期に解体するプラント設備は第 2 段階というふうに区分してございます。

次に、これまで実施いたしました除去分別について、こちら動画にまとめてございますので、ご覧いただければと思います

～第 2 期処理施設「除去分別工事」の映像を再生～

続きまして、またスライドの方へ戻っていただきます。除去分別の補足といたしまして、スライド 20 をご覧ください。このスライド 20 は、液処理設備の配管と撤去作業を行った際に、作業員の方に個人サンプラーを装着いただきまして、作業環境測定を行った結果となります。いずれも基準としている数値を下回る結果となったというところでございます。

スライド 21 の方は、先ほど動画の中でご紹介させていただきましたので、次にスライド 22 をご覧ください。このスライド、先ほどもありましたが、真空加熱分離装置で無害化した解体撤去物の処理重量についてのページとなりますが、上の表は先ほど動画の中でのご紹介したとおりでございます。下の部分でございますけれども、この 12 月に処理を終わらしまして、その後実施している作業についての説明となります。VTR 自体につきましても、液抜き、洗浄、付着状況調査等を行いまして、低濃度となっていることを確認して、次の工事の着工、プラント設備の第 2 段階での工事までにこういったことを全て終わらせるということで進めてまいります。

次に、スライド 24 をご覧ください。このスライドは、2 期施設のプラント設備解体撤去工事の第 1 段階の計画についてのご説明となります。この工事は、総合評価落札方式での入札手続の結果、日鉄エンジニアリング株式会社と契約を締結してございます。現在、準備作業、仮設工事事務所の設置等を行っていただいているというところでございます。これからプラント設備の解体撤去工事が始まるという段階でございます。令和 8 年 12 月ころまでに現場での工事を終えるということで進めていただくというふうに考えてございます。

次に、スライド 25 をご覧ください。スライド 25 ですけれども、工事範囲についてお示しをしております。解体撤去の対象設備について、配置図へ色づけと写真でお示ししているというところでございます。

スライド 26 をご覧ください。工事請負業者の計画といたしまして、現場を 3 工区に分けて工事を進めるというふうに計画をされております。1 期施設でも 3 工区に分けて行いましたけれども、2 期施設もやはり 3 工区に分けて実施するというところでございます。

次のページでございますけれども、次はプラント設備の第 2 段階と第 2 期施設の建屋の解体撤去工事、こちらは実施計画についてのご説明となります。

スライド 28 をご覧ください。その対象工事の基本的事項としておりますが、基本的事項といたしまして、実施方針と考え方を記載してございますが、これまでの工事と同じ考えで進めてまいります。

スライド 29 をご覧ください。工事の考え方になりますけれども、周辺環境対策、作業者の安全衛生の確保、PCB 付着廃棄物の無害化処理等は、1 期施設の解体撤去工事は 2 期施設の解体撤去工事での取組を継続いたします。スライドの下半分、1 期施設との違う部分を記載してございます。設備といたしましては、プラズマ設備、これは解体撤去する設備としては初めての設備となりますので、これまでの解体撤去の工法となります。ただし、PCB の付着状況、これは概ね確認してございまして、全て低濃度レベルということでございますので、これまでの解体撤去の工法を踏襲できるというふうに考えてございます。

2 つ目が、解体撤去する単体機器の規模、これが 1 期施設に比べまして 2 期施設は大きくなるというところでございますけれども、これまで以上に切断等の工具を使用する機会は多くなると想定してございます。どのように工事を進めるかというところにつきまして、計画段階でこれらの点を考慮し、安全優先で施工と管理体制を整えましてのぞみたいというふうに考えてございます。

次に、スライド 30 をご覧ください。周辺環境対策としております。環境モニタリングの計画をお示ししてございます。排出源と周辺環境のモニタリングを実施してまいります。周辺環境のモニタリングにつきましても、1 期施設の建物がない令和 8 年度と 2 期施設の建物がありません令和 12 年度につきましても、大

気の測定箇所、これを追加して行うというふうな計画にしております。

スライド 31 をご覧ください。スライド 31 は、第 2 段階の工事の概要となります。第 2 段階の工事、薄いオレンジ色のところに記載しております。左から右に順次工事を進めてまいりますけれども、まずはプラントの第 2 段階を終えますと、建築の方へ工事を進めるということになります。

スライド 32 をご覧ください。工事の具体的内容といたしまして、対象としている工事の場所、設備の写真を示しております。真空加熱分離装置 3 基とプラズマ熔融設備 2 基とその付帯設備が対象となりますけれども、合計重量としては約 2,100 トンということになります。

スライド 33 では、プラント設備の解体撤去の後に行う建屋の対象範囲をお示しております。赤枠で囲っている部分となります。2 期施設大きな方の建物と、あと付帯の建物、排水処理ですとか、そういった建物が小さい小屋ですけれどもございますので、それも合わせて解体というふうに考えてございます。表の方に重量をお示しておりますけれども、現在精査中ということになりますので、参考値となります。プラント 2,100 トン、低濃度のものが 600 トン、産業廃棄物になるものが 1 万 2,000 トン、有価物、金属、鉄骨等が出てまいります、7,500 トンというふうに考えてございます。

続きまして、スライド 34 でございます。こちらが最後になりますけれども、このスケジュールをお示しております。令和 12 年度中には完了させたいというふうに考えてございます。説明資料 1-1 については、以上のとおりでございます。

引き続きまして、資料 1-2 のご説明をさせていただきます。北九州 PCB 処理事業における安全活動となります。令和 7 年度につきましても、令和 6 年度から開始しております、この解体撤去作業を安全に進めるための取組として、処理施設の保全、また、トラブル防止及び災害対策を継続しております。処理施設の保全でございますけれども、換気空調設備ですとか、一部の設備や機器について、解体撤去事業を安全に進める上で必要となりますので、令和 7 年度も引き続き異常の早期発見を目的といたしました、日常保全、専門メーカーによる設備の稼働確認や消耗部品などの交換、並びに点検結果や経年劣化に基づく設備の補修を行ってまいりました。トラブル防止でございますけれども、解体撤去事業では、令和 4 年度の操業再開以降に行なってまいりました、安全操業協議会とリスクアセスメント推進会議を代えまして、それらを一体化した安全推進協議会、これを令和 6 年度から開催してございますけれども、令和 7 年度も引き続きこの会を開催し、トラブルの発生防止を図ってございます。解体撤去工事における安全対策として、工事受注業者主体で行う各種安全ミーティングのほか、JESCO 及び工事の管理・監督者により安全パトロールを行いまして、トラブルの発生を防いでございます。

その次、2 ページのところでございます。防災対策でございますけれども、令和 7 年度につきましても、昨年 10 月 15 日に運転管理会社と共同で総合防災訓練を実施いたしました。令和 8 年度については、現在検討を進めているというところでございます。

続きまして、別添 1、3 ページでございます。ヒヤリハット活動につきまして、令和 7 年 1 月から 12 月までの実施結果でございます。実体験といたしまして 1 件、仮想のヒヤリハットとして 18 件、令和 7 年は出てまいりました。実ヒヤリが 11 月に発生しておりますけれども、内容をご紹介させていただきます。フォークリフトを使用いたしまして、トラック荷台上のコンテナ、これを適正な位置に修正する作業におきまして、一旦床面に降ろそうとしたコンテナが、フォークリフトの後退作業中、動作中に傾きまして、床面にずり落ちたというところでございます。原因といたしましては、コンテナのフォークポケットに差し込むフォークリフトの爪の挿入量が浅かったということ、また、トラック荷台上でコンテナの位置を修正する、移動量が大きくなるような作業手順を行っていたというところでございます。対策といたしまして、差し込み不足を起こさないよ

う、爪にマーキングを行い、教育訓練等を行っておりますし、荷台上での位置修正が小さくなるよう、作業手順の見直しを行ったというところがございます。仮想ヒヤリにつきましては、18 件のうち 3 件を例示してご説明しておりますけれども、3 月の物の落下、また 5 月の転倒、8 月の激突といった内容が出てまいりましたので、仮想でありますけれども、しっかりその原因に対して対策を打ったというところがございます。

別添の 2 でございます。こちらは他事業所でのトラブルの水平展開となります。これも令和 7 年 1 月から 12 月までの他事業所で起こったトラブルでございます。令和 7 年 4 月、北海道事業所で起こったものでございまして、北海道には当初施設と増設施設、2 つの施設がございます。トランスコンデンサの処理をしております当初施設ですけれども、解体撤去の先行工事を始めておりまして、解体撤去した撤去物、これを真空超音波洗浄で PCB を全部取り除くという洗浄作業を行った後、卒業判定、PCB が付着していないということが確認できて合格となったものを、金属ですので有価物として払い出しを実施したところ、払い出しのところで容器からカゴに移したときに、その搬送容器から再生溶剤と思われる液体が出たというところがございます。原因といたしまして、解体撤去物の形状及び構造が複雑なものであって、液体が内部に留まりやすい箇所がございましたけれども、穴あけや半分に切断するなどの対策が不十分であったと。JESCO は、解体撤去物の切断方法を具体的に工事業者に指示することが不十分であったということの原因として考えております。北九州事業所におきましては、解体撤去物の処理は洗浄装置ではなく VTR(真空加熱分離装置)で行っておいりましたので、北九州事業所では同様の作業状況を発生しないというふうには考えております。また、北九州事業所の場合、解体、撤去、切断したもの等が要求どおりになっているかどうかにつきましては、担当者が確認を行ってまいりました。ですけれども、こういった事象が他の事業所でありましたので、留意事項として関係者に注意喚起を行ったというところがございます。以上、資料 1-1、1-2 のご説明でございます。

○座長

ありがとうございます。議事に入る前に確認したいことがあります。なぜかという、この委員会は 1 年ぶりに開かれておりまして、実際に今ご説明いただいた作業は 1 年間続いているわけです。それに対しての具体的な進行状態での監視体制というのは市側が担っていると思いますので、市側がどの頻度で報告を受けて、どの頻度で今の作業をチェックしているかということをご報告願いたいと思います。

○北九州市

環境監視課長です。解体撤去の進捗状況について、毎月の工程表による報告及び 3ヶ月毎の安推協の方に職員が参加して都度チェックを行っている状況でございます。以上でございます。

○座長

ありがとうございました。今の補充の説明も含めて、委員の方々の質疑応答を行いたいと思いますのでよろしく願います。コメント、質問等ある方は挙手をお願いします。

○監視委員

プラント設備とか、建屋とかそういうのを解体されて、スライド 14 には、石膏ボードの廃棄物は産業廃棄物として粉碎して焼却処理すると書いてあるんですけど、他の廃棄物についてはどのように最終処分されているのでしょうか。

○座長

JESCO さんの方から回答をお願いします。

○JESCO

ありがとうございます。石膏ボードについては、やはり有害なガスが出るとか、いろんな問題がありますので、焼却処分というところでの対策をとらせてもらっております。当然、建設リサイクル法に絡むところがございますので、それ相当のその他の建材関係、コンクリート、そういったものも含めたところは、指定のところの処理施設の方に元請けさんが主となって払い出しをしていく。その後、マニフェストを我々はもらって、その確認をしていくという流れになっております。

○座長

今の質疑応答で、石膏ボードは可燃物ですか。

○JESCO

石膏ボードは紙と石膏の混在物になりますので、当然燃やすと紙は燃えますけれども、石膏は残ります。石膏は指定のところでは産業廃棄物として処理をされるという形になります。

○座長

だから、焼却処分は普通の公知の方法だということですね。

○JESCO

おっしゃるとおりです。

○座長

ありがとうございます。他にありますか。

○監視委員

ヒヤリハットの件で、教えてもらいたいことがあるので質問させていただきます。資料 1-2 の別添 1 ですかね、11 月にヒヤリハットが発生しています。フォークリフトによるコンテナ払い出し作業の時に、コンテナ位置修正のために、コンテナを一旦床面に降ろそうとフォークリフトをバックした時に、爪の差し込みが浅かったのでコンテナが傾いて地面にずり落ちた。それに対する対策ですね。原因を分析して対策を取られています。対策の一つが差し込み不足を起こさないよう、常にマーキングを行って教育訓練を行ったということが 1 点。二つ目に、荷台上での位置修正が小さくなるような作業手順の見直しを行ったと、そういうことですね。そこでお聞きしたいのは、この二つの対策を取られていますけれども、この対策の効果の確認というのをどうされているのかということを教えてもらいたいと思います。発生して約 2 か月経っていますので、効果の確認はどうされているかということを教えていただきたいと思います。

○座長

JESCO さん回答をお願いします。

○JESCO

ご意見ありがとうございます。効果の確認というところで、この後も立ち会いを行っております。手順を変えた後の確認というところ。それからしばらく経って、教育受講というところがありますので、その場所を確認しております。効果の方は順調に安全に、その後の作業が行われるということを確認しております。以上です。

○座長

ありがとうございます。いいですか。他にありますか。

○監視委員

フォークリフトの作業ということで、同じような質問になるかもわかりませんが、基本的にフォークリフトを降ろす場合、一旦荷台から持ち上げるはずなんですよ。持ち上げた時点で、多分傾きがあれば当然分かるはずですし、ずれ落ちそうであれば、そのまま降ろせばトラックの荷台に降りるようになっていると思うんですね。トラックがどこの荷台かわかりませんが。だから当然フォークリフトには資格があるはずなので、そのことは十分ご存じのはずだと思うんですが、それに関してどういうふうにご考えておられますか。

○座長

JESCOさん、お願いします。

○JESCO

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、十分に爪が掛からないといけないものというふうな形で認識しております。そういったところもありましたので、仕組みとして、まずはしっかり教育と、それとあともう一つ、爪のかかりが浅くならないようにということで、マーキングを付けて、そこまで確認をしてから上げるようにということで、教育指導を行ったというところでございます。以上です。

○座長

追加質問していいですか。フォークリフト作業者というのは訓練を受けているわけです。その時に、そういう部分の作業の要点に関しては十分訓練を受けるものじゃないんでしょうか。それに関して、実際には訓練に従って作業をされなかったということですよ、今回の場合。それに対してどういう対策をとるかというところを、もう一回簡単に説明してください。

○JESCO

はい、おっしゃるとおりで、深く爪を入れないといけないというところはあったのですが、どうしても先荷物を真ん中に置かないといけないというところがありましたので、その辺がどうしても浅くなるのがあったということで、今回その見直しをしました。ですから、爪の奥までしっかりやらないといけないところが元にあったのですが、奥までもう少し行かないといけないところがありましたので、その辺も手順に問題があったのかなというふうにご考えております。当然フォークリフトはそういった訓

練・免許を持った技能講習をされた方が行っておりますので、もともとの知識としてはあったのですが、手順のところの問題があったのではないかなというふうに考えて、今回そのように書いております。

○座長

今の話はフォークリフトの熟練者であっても、トラックの真ん中まで荷を積み込むときに、特別な注意を行う状況がありますよね、荷積に対してどういう対策を練ったか、練り直したかっていうところを説明してほしいです。

○JESCO

ありがとうございます。トラックの中で真ん中付近までずらさないといけないのを、アオリがある方、片一方に乗せてもう片方、必ず偶数で荷物を出すように手順の方を見直しております。ですから、爪の奥に必ず刺して作業ができるようにということで、作業の方は合わせて見直しをさせていただいたということがございます。よろしいでしょうか。

○座長

それは深く刺しづらい状況の荷積を要求したってということですよ。だからそれが無いような、そういう可能性を除去する対策をとらないといけないのではないかっていう質問だと思うのです。

○JESCO

ありがとうございます。そのとおりの対策の方を実施したということがございます。

○座長

監視委員、今の説明で十分ですか。追加の質問をされますか。

○監視委員

フォークリフトを持ち上げる時に、そのまま水平に持ち上げる場合と、若干爪先を上げて持ち上げる場合と下げて降ろす場合と、いろいろなやり方があるんですね。置いたときにずれ落ちたということは、おそらく爪先を下げていたと思うんですが、普通その状態で上げることはあり得ないはずなんですよ。普通は爪先を持ち上げて、逆に荷物はどちらかという傾くというか、ずり落ちてくるんだったらフォークリフト側に来るように差し込むのが普通だと思うんですね。それがどうしてできなかったのが不思議ではないんですけど。

○JESCO

ありがとうございます。その辺は、もともと荷を降ろそうとしたときに、隣の荷がちょっと引っかかっているとところがございますので、その影響だというふうに考えております。

○監視委員

作業手順上、やむを得なかったってことですね。

○JESCO

そこでちょっと引っかかったので、もう一度位置の修正をしないといけなかったのが、引っかかったために少し荷が傾いたというふうに考えております。

○座長

それじゃ対策になってないですよ、今の議論は、荷が隣のパレットと接触して引っかかったっていう話であれば、接触しないような方法を常時取れるようにどういう対策をとったんでしょうかという話なんですよ。結果論じゃなくて対策を質問者は聞いていると思います。

○JESCO

引っ掛かりの対策になってないってことのご意見ですよ。

○座長

だから引っかからないためにどういう対策をとったんですか？という質問なんです。

○JESCO

はい。引っかかりはおっしゃるとおりで、そこは十分にもともと隙間を取らないといけなかったっていうところはあろうかと思うんですけども、そこはもう一度確認いたします。

○座長

よろしくお願いします。それでちゃんと対策をとってください。

○JESCO

承知いたしました。ありがとうございます。

○座長

監視委員いいですか。他の委員の方。

○監視委員

スライド 22 について質問させてください。VTR による処理については、1 期施設、2 期施設合わせて 273.9 トンというのが出ていますが、これらは残留 PCB の処理を VTR で処理したと思いますけれども、配管だとかいろんなものがありますが、全て鋼材的なものを処理したのか、その中である程度選別をして、こういうものについて VTR で処理するというふうにしたのか、この 273.9 トンというのが全て鋼材の重量と考えていいですか。ちょっとそれがわからないので質問させてください。

○JESCO

ありがとうございます。VTR で処理したものは、除去分別の準備作業ということで、各ケミカルプラント系の配管、それからバルブ、あと計器類、そういったものが主たるものになります。あと、小さな機器類、例えば熱交換器だとかフィルター、ストレーナー、そういったものも含めたところでの鋼材というところになります。

す。VTR にかけるときには、当然 VTR ケースが 1,100 ミリしかございませんので、その長さに全部切ったところで、あとバルブ関係は全部分解をして中が見えるような状態にする。あと熱交換器等は全部切断をして、中が見える状態にして、VTR 処理にかけております。VTR 処理が終わりますと、当然卒業判定ということで、該当性判断、抜き取り試験ですけども、そういった試験をして合格ということで有価の方に払い出しをしたというところで、すべてが金属関係の部材になります。以上です。

○監視委員

そうすると全ての金属関係は、処理をしたということですか。

○JESCO

配管とポンプ、すみません、ポンプを言い忘れてたんですけども、ポンプ、バルブ、そういったものは全て事前に VTR で処理しております。今残っているのは大きな大型のタンクとかタワー、そういったものが今残っていて、これが 2 期のプラントの解体撤去工事の対象範囲というところになります。

○監視委員

それらは細かく切った上で VTR 処理したのですか。それとも何か別な方法で行ったのですか。

○JESCO

今残置しているタンク類については、今、低濃度汚染物ということでサンプリングをして担保をしておりますので、こちらについては元請けさん、日鉄エンジニアリングですけども、そちらの方でこれからの施工計画が出てきますけども、切断にするのか、有姿物としてそのまま低濃度汚染物として無害化処理に払い出すのかというの、これから分別をしていくという形になります。

○監視委員

はい、わかりました。もう 1 点教えてください。先程の動画の中で、床材の表面を全部はつり機ではつって、大型集塵機で回収したということですけど、それらに含まれている PCB レベルはどうだったのでしょうか。それを、どういう処理をしたのかを教えてください。

○JESCO

ご質問ありがとうございます。床材については、管理エリアというところは全てコンクリートの上に液が浸透しないようなエポキシ樹脂の塗装が施されております。そのエポキシ樹脂の塗装とプラス若干のコンクリートと一緒に削り取って、それを袋に入れてサンプリングをして、含有量試験とか溶出試験をして、無害化処理認定施設の方に低濃度ということで払い出しをしております。

○監視委員

それは低濃度だったので、そういう処理ということですね。はい、わかりました。

○座長

よろしいですか。他にありますか。

○監視委員

配管等の洗浄ですね。トランス油として使われていた場合が多いんですけど、その配管処理した PCB を無害化処理した後の配管に行くタンクですね、タンクもそうなんですけど。配管は何で洗浄するんですか。

○座長

溶液ですか。理由じゃなくて、どういうもので洗浄するのか。

○監視委員

溶剤なのか何なのか。

○座長

JESCO さん教えてください。

○JESCO

ありがとうございます。JESCO の中で取り扱っていた有機溶剤とか絶縁油、そういったもので繰り返し洗浄を行っているというところですよ。

○監視委員

配管もですね。それで無害化して、あとは検査して、切って、払い出しというところなんですかね。

○JESCO

ありがとうございます。まず洗浄しまして、その洗浄液の PCB 濃度が 1,000ppm 以下、2 期施設では 500ppm 以下っていう目標で洗浄をして、1,000ppm 以下になりますと、解体撤去着手基準という基準がございまして、配管等を解体できるという基準がございまして。それに基づいて、それ以下になっているので、配管等を撤去して切断をして、VTR の方に処理をするという流れになっています。

○監視委員

了解しました。

○座長

よろしいですか。おそらく具体的な名前は明かされないんでしょうけれども、要するに PCB とよく似た無塩素有機化合物で洗浄するんだと思います。そういう洗浄の常識があります。溶解性が一番高いんですね。そういう溶剤だと思いますので、きちっとやられていると思います。

○監視委員

処理した後の油も油ですからですね。あれは鉱物油じゃないんですよ、合成油ですよ。出てきたものはですね。

○座長

よろしいですか。議題の 1、資料 1 と 2 に基づく説明及び質疑応答を終わりにしたいと思います。それで、2 番目の議事に移りたいと思います。環境モニタリング結果について、JESCO さんと市の方からそれぞれ報告をいただきたいと思います。

○JESCO

まず JESCO の方から、資料の 2 でございますけれども、北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果についてとなります。JESCO 及び北九州市様が実施しております、施設の操業に伴う周辺環境及び排出源の環境モニタリング結果としております。JESCO の部分でございますけれども、令和 6 年度の冬季、令和 7 年度実施分は冬季除くとなっておりますが、こちらを別添の 1 の方にお示してございます。大気につきましては、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、全ての項目について環境基準等に適合していたというところがございます。また、水質、周辺海域、地下水、土壌、底質及び生物につきましては、PCB、ダイオキシン類ともに環境基準等に適合していたというところがございます。こちらは 6 ページから 8 ページにまとめております。排出源ですけれども、大気中の PCB、ダイオキシン類、ベンゼンの全ての項目につきまして、協定値等に適合していたというところ、9 ページから 12 ページになります。公共下水道排水につきましては、PCB について基準に適合してございました。13 ページの方に記載してございます。悪臭、騒音でございますけれども、こちら基準には適合しておりました。資料は 14 ページの方にまとめてございます。

めくっていただきまして、2 ページの上半分でございますが、今回、JESCO が操業を始めて以降の経過につきましてまとめております。別添は 3 で、35 ページ以降になっています。周辺環境でございますが、大気につきましては、PCB、ダイオキシン類の項目について、全ての期間中、環境基準と適合してございました。ベンゼンでございますけれども、平成 25 年に大気中のベンゼンが環境保全目標値を超えたというところがありますけれども、こちらは 36 ページの方に記載しておりますが、当事業所の操業状況等々を確認し、当事業所の影響ではないということ、この監視会議等々でその時点でご説明してございます。それ以降については適合していたというところがございます。水質、周辺海域、地下水、土壌、底質及び生物につきまして、PCB、ダイオキシン類ともに全ての期間中、環境基準等を適用してございました。35 ページから 42 ページに記載してございます。排出源でございます。こちらは排気中、PCB、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、また、ばいじん、水銀につきまして、全ての項目、基準値等に適合してございました。43 ページから 46 ページに記載してございます。ベンゼンでございますけれども、平成 20 年の排気中ベンゼンの測定 1G4 の排気口におきまして、この時点では自主管理目標値を定めておりましたが、これを超過したというところがございます。こちらは 44 ページの方に記載しておりますけれども、この時点で原因究明を行い、安全対策を行いました結果、その後は適合しているというところがございます。公共下水道の排水、雨水につきましては、PCB について基準に適合してございました。47 ページになります。平成 18 年の雨水中のダイオキシン類が基準値を超えた、平成 18 年操業後間もないときのタイミングかと思っております。当事業所での影響ではないということで確認されておまして、監視会議と当時監視委員会ですかね、監視委員会等でご説明させていただいております。資料 48 ページになります。また、平成 18 年の悪臭

アセトアルデヒドの測定を行いまして、目標値を超えていたというところまでございました。これは48ページから49ページに記載しておりますが、この時点で原因究明及び対策を行いまして、当時、監視委員会で御説明をいただき、その後は適合したというところまでございます。騒音につきまは、50ページに記載しておりますが、基準には適合していたというところまでございます。JESCOの測定について、結果は以上でございます。

○北九州市

続きまして、北九州市の環境モニタリング結果についてご報告申し上げます。資料21ページをお開きください。今回、対象となる期間に測定したものに付きましては、黄色で網掛けをつけております。まず、周辺環境のモニタリング結果についてです。21ページ、22ページ大気について、23ページに水質、24ページに土壌、底質について記載してございます。いずれの項目につきましても、環境基準、それからJESCOと市で結んでいる協定値に適合してございます。25ページ以降が排出源についてのモニタリング結果となっております。25から27ページに排気、28ページに公共下水道排水、雨水について記載しております。こちらに関しましても、全て基準値、協定値に適合してございました。また、これまで北九州市が行ってまいりました。北九州PCB廃棄物処理施設における環境モニタリング結果の推移について、資料2の別添4において51ページ以降にまとめてございます。周辺環境について、これまでのモニタリング結果の推移から影響がないことを確認できております。また、排出源につきまは、排ガスと雨水排水について基準値等を超過した項目がそれぞれ一回ずつございましたが、都度、原因究明、対策を指導し、以降は基準値を満たしていることを確認できております。詳細は各グラフの下に監視会議での報告時期と一緒に記載してございます。市からの報告は以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。確認だけなんですけれども、市とJESCOさんの間での協定値が年間の平均値を超える、超えない、の話だったと思いますけど、その点についてもう少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。実際にポイントではこういった点があるとかいう説明をされていますけれど、その辺の扱いが委員の方もよく理解されてないと思うんです。よろしいですか。どちらからでもいいんですけど。

○JESCO

ご質問ありがとうございます。周辺環境の測定につきまは、場合によっては、年間平均値という形で国の基準等々が定められているものもございますので、そういったものと比較する場合もございますけれども、建物から外部に出ていきます排出源のモニタリングにつきまは、一回一回の測定値が協定値なり、そういったものを超えているかどうかという判断になりますので、ここにはご心配をおかけするようなこともございまして、しっかり原因を究明し、対策を打って、その後再発をしないようにしっかり取り組んでまいりましたというところかと思えます。

○座長

ですから、補充説明としては、国が定める環境基準値がある程度甘いものとして、より厳しい基準で操業の安全性を担保したということですね。その中で特に問題となる結果がないということですね。それでいいですね。

○JESCO

はい、どうもありがとうございます。

○座長

それでは質疑応答に移ります。各委員の方お願いします。

○監視委員

まずは、私の前任であります令和6年3月まで若松区自治総連の会長をしておりまして、平野 建委員ですが、こちらの方でも数年に渡り委員として活躍されたと思いますけど、昨年、令和7年9月にお亡くなりになりました、ご報告をさせていただきます。

私からの質問として、1年前に私、初めてこの会に出席させていただきました、幾つかの指摘と意見を述べさせていただきました。その中の一つに、我々住民側と自治会等に説明をいただいています。ただ、聞いたところ、響灘の工業団地、あそこには数千人の人が仕事をしております。そこには説明をされてないということでしたので、その後説明したとは聞いていますけど、その後、どういう形で報告をされているのかをお聞きしたいと思います。それと、もう一点です。観測地点、ページ数でいきますと、29ページを皆さん見ていただければと思います。29ページを見ると、地図上で、若松区と戸畑区の日本製鉄等の地図が出ております。真ん中ぐらいにPCB処理施設がありまして、これも前回、私質問したんですけど、若松での観測局、大気汚染の観測地点が、これ直線距離で5、6キロ離れているんですね。その間には、かなりの住民が住んでいる地域もあります。果たしてこの数値が、ここに公表されています数値がどうなのかな。これだけの距離が離れていれば、その中間地点にある住宅地もございませう。そういったところの数値がどうなのか、これで果たしてわかるのか。これは、たまたまここに若松市民会館があるのでそこで測定を元々していたのか、それともこのために、装置をここの屋上に置いて測定をしているのかっていうところですね。ちょっとお聞きしたいと思います。

○座長

今の質問に関しては、2番目は市側の回答をお願いします。最初の質問はJESCOさんに聞いていますか？それとも市に聞いていますか？

○監視委員

JESCOさんが説明に行くというふうなお話だったと思います。

○座長

直接JESCOさんが説明に行くという結論になっていましたか？前回。どなたか確認できませんか？

○JESCO

響灘の工業団地の自治会様の方にはですね、前回のこの監視会議の後の直後ぐらい、2月ですけれども、日にちまでは今手元にはないのですが、ご説明に上がりまして、何かありましたらいつでもお問い合わせくださいという形でお話をさせていただいておりまして、今現在、向こうの方からお問い合わせいただけないという状況でございます。

○座長

それは市側も承知しているのですか。

○JESCO

市の方にもお伝えしてございます。ご報告はさせていただいております。

○座長

それでいいですね、1番目の質問。2番目の方は、市のモニタリングポイントに関して、昔から問題になっているポイントの経緯がお分かりでしょうかという話です。

○北九州市

北九州市環境局です。昨年もお質問を頂戴したこの案件、若松市民会館ですが、こちらは、市が市内全体に設けております、大気環境の監視ポイントの一つでございまして、従前から使用しているところでございます。距離がJESCOから5、6キロ離れているということで、不安なところがあるとご心配されているということなんですけど、この点につきましては、発生源の監視を従前どおりしっかり行うことによって、周辺環境は安全だということをご担保したいというふうにご考えてございます。以上でございます。

○座長

私の記憶では、この監視委員会が発足した直後に、観測ポイントの件に関して、同じような疑問が出されたんです。それで、今と同じ回答を市からいただいていたと記憶しております。もし問題であれば、昔の監視会議の議事録を確認してくださいということです。よろしいですか。

○監視委員

昨年と回答が変わってないかと思うので、本気になってその数値を求めるとすれば、ここじゃなくて別の地域になるのではないかなというふうには私は思っております。先程のもう一つの最初の質問の工場の部分ですね、工場の団地に私の知り合いがいっぱい仕事していますが、そんな話聞いたことないという方がほとんどなので、多分従業員の方までは周知されてないという形かなとは思っております。

○座長

それに関して、市は新たなご意見はありますか。今の改めでの質問です。

○北九州市

そのような周知が届いてないという点については重く受け止めます。そのような需要があるのであれば、JESCOさんと情報共有しながら、市も同席して説明する機会を設けたいと考えてございます。

○座長

座長としてこう考えるんですけど。結局、排出源で抑えれば安全管理が万全だというのは、安全対策としては技術的には妥当かもしれませんが、こういう環境技術に関しては、住民とのアセスが非常に重

要だと思うので、その点をやっぱり環境行政に反映させていただきたいと思うんですよ。だから、後回しになっていますが、その点をちょっと検討していただきたいというのが、座長からの要望です。

○北九州市

承知いたしました。

○座長

いいですか。

○監視委員

工場の部分ですが、すみません、しつこいと思いますけど。先ほど何かあれば言ってくださいという部分でおっしゃられたと思いますが、何かあっていうことは、まずないと思うんですよ。そちらの方からの情報提供、数値的な部分での情報を出していくっていうのが筋じゃないかなというふうには思っております。

○JESCO

どうもありがとうございます。承知いたしました。

○座長

環境アセスという観点から、発言とか対応を検討し直してください。単なる説明会をするだけじゃなくて、市とJESCOさん、事業主体側の周辺の住民に対する説明ですね。働いている人、住民に対する説明っていうのはやっぱり不可欠だと思いますので、よろしくお願いします。いいですか。

○監視委員

はい、ありがとうございました。

○座長

他の意見ございますか。

○監視委員

古いことでちょっと申し訳ないのですが、42ページの生物指標がムラサキインコガイからカメノテに変わったのは何か理由があったのでしょうか。その理由を教えてください。

○座長

市の方から説明願います。わかりますか。おそらく私の記憶では、そのサンプルが取れないということで、他のサンプルが採取できて、そのモニタリングができる生物が、要するにムラサキインコガイからカメノテに変わったという記憶はしていますけれども、それでよろしいですか。

○JESCO

どうもありがとうございます。JESCO から回答させていただいてよろしいでしょうか。42 ページに記載されておりますが、一番下のところでございますけれども、当初、ムラサキインコガイでの調査を始めております。学識委員等々の先生方のご意見も受けて、これを採用したんですけれども、平成 21 年、22 年にはですね、測定できるほどのものが採れなくて、生息調査のみとなりました。23、24 年度は採れまして分析ができたんですけれども、こういった状況が続きましたので、いろいろご相談した結果、25 年からはですね、カメノテであれば安定的に採取できるそうだとこのところがございますので、カメノテに変更して、その後はこの生物の調査を続けているというところかと思えます。

○座長

それは市と JESCO さんの合意に基づいてサンプル対象を変更したということになっています。

○JESCO

モニタリング計画をご相談したときに、了解を得ていると思います。

○座長

よろしいですか。他になければ、次の議事にいきたいと思います。議事 3、高濃度 PCB 廃棄物処理事業の記録作成について、環境省及び JESCO さんから説明をお願いします。

○環境省

資料 3 を使って、環境省廃棄物規制担当参事官室からご説明させていただきます。1 ポツの PCB 廃棄物処理の進捗状況につきまして、東京と北海道室蘭の 2 カ所の施設では、現在も高濃度 PCB 廃棄物処理事業を実施してございます。これらの事業も、この 3 月末をもちまして終了いたしまして、それにより、JESCO に登録された高濃度 PCB 廃棄物を全量処理が完了できる見込みとなってございます。先ほど資料 1 でご説明もございましたとおり、現在、順次、処理施設の解体撤去が進められています。2 番目です。JESCO の北九州事業所の現状としましては、これも先程の資料 1 のとおりですけれども、第 1 期の施設に関しましては、プラント設備の解体撤去、建屋の床材や壁材などの内装も、全て撤去が完了してございまして、もう施設の中に PCB がないという状況になってございます。2 期施設につきましては、PCB の付着状況調査が行われまして、高濃度 PCB の付着状況等を特定し、1 期施設と同程度の付着状況であったことから 1 期施設の除去分別により培ったノウハウ等を用いることで、PCB を安全に除去分別が可能と確認してございまして、こちらも令和 8 年度末までには、その除去分別を完了するといった見込みになってございます。環境省としまして、3 ポツになりますけれども、昨年 10 月に開催しました環境省の有識者会議におきまして、高濃度 PCB 廃棄物処理事業に関して環境省及び JESCO において記録を残して、将来にこの知見を生かしていこうということで、環境省においては、政策面や処理技術の選定などを主に取りまとめまして、脱塩素化分解、プラズマ溶融により PCB 処理においてダイオキシンを発生させない方法でしっかりと分解していくというやり方も含めて、記録をとりまとめることとしてございます。

めくっていただきまして、別紙 1 です。環境省の有識者会議にお諮りしている報告書の目次構成案となっております。8 章構成で PCB 事業の概要から PCB 特措法の成立、その後の処理期限の延長、処理の加速化等により処理事業の全体像をお示しして、引き続き PCB の全廃に向けて取り組んでいくというまと

めを考えてございまして、有識者の先生方の意見をいただきながら、来年度末を目途に、今検討を進めているところでございます。別紙 2 は、JESCO さんから説明をお願いいたします。

○JESCO

別紙 2 のところ、5 ページになりますけども、ご説明をさせていただきます。今、環境省の方からもご説明がありましたとおり、環境省の方でもこの事業の報告について取りまとめられるというところでございますが、JESCO といたしましても報告を取りまとめるということを考えてございます。1 ポツの真ん中辺り、このようなタイミングを背景にとお話ししておりますけども、解体撤去が進められている中で、JESCO の北九州事業所におきましては、事業の開始から操業終了まで、事業の実施状況を中心に北九州事業所としての事業所報告を取りまとめるということを考えてございます。この報告につきましては、昨年 11 月 21 日、これは JESCO の方で開催しております有識者会議におきまして、事業所別の事業報告を作成するという方針が決定されておきまして、JESCO 本社が作成いたします本社版の目次案とともに、各事業所が作成する事業所版の事業所の標準目次案、これが昨年 11 月 21 日に示されたところでございます。それを受けまして、事業所の方で北九州事業所独自の目次案に一部変えた上で、この 1 月 21 日に弊社で有識者会議を開いておりますけれども、ここでご審議をいただいたというところでございます。今年度の取組でございますけども、検討委員会におきまして、報告書、事業所版と本社版、これが 3 月に作成されることが示されましたので、事業所としましては年表の精査を行いまして、情報が不足しております事象等につきましては、その内容の把握や掘り下げ、肉付けを行うために、この当該機関の事業に詳しい方、現在社内に在籍している方、また社員の OB の方、自治体であります北九州市様の OB の方などにヒアリングをさせていただいているというところでございます。

2 ページでございますけども、今後の取組といたしまして、7 ページ、8 ページの方に添付しておりますけども、この 1 月時点での目次案を添付させていただいておりますが、ご意見をいただいて修正しております。本年度中には確定させて、来年度に報告書の作成を進めたいというふうに考えてございます。各部会、監視会議資料等々、整理等から作業を始めまして、関係者のヒアリングの内容を補填して報告書の作成を行い、今後も関係者ヒアリングの実施を考えてございます。以上でございます。

○座長

はい、ありがとうございます。今の報告に関して、委員の方、何か質問・ご意見ありますか。

○監視委員

特に環境省の方にお伺いしたいのですが、この PCB が有害物質であるということがわかって、製造中止等の処理が確定してから、実際に処理開始するまでに相当期間を要しているわけですね。ここにもちょっと触れてあるけど、当初、民間主導で処理をしたけどうまくいかなかったということで、北九州市に最初に協力体制ができて、PCB 処理が稼働し、順調に軌道に乗り始めたということと、処理延長についても協力できたということで、過日もテレビのニュースで環境大臣から北九州市市長に対して感謝状が贈られたというようなことも報道されておりましたけども、その辺の当初そういう有害である、処理しなくちゃいけないということがわかってから、なかなか軌道に乗るまでに時間がかかったということについては、しっかり政府の中できっちりその辺の原因とかですね、その辺が分析されているのだろうかなど危惧しているわけですが、その辺をやっぱりきちっとやっておかないと、次もいろんな有害環境問題が出てきたときに、立ち上がりが遅れ

ると後の処理が非常に時間がかかると思います。今回、幸いにして PCB もほぼ完了になったわけですが、やっぱりこういうのはできるだけ早く処理を始めるという、そういうところに教訓がきちっと報告書に載るのだろうかということを考えています。特に私、当初は通産省と環境省の連携がいまいちじゃなかったのかなという気がしてならんのですよね、今の経産省ですけども。環境省は一生懸命やったように思いますが、経産省あたりがどうもあんまり本気じゃなかったような気がして、途中から特措法改正なんかされて本格的に処理ができるようになったと思っていますが、その辺についての認識は、この報告書の中でどういふふうに扱われるのかなということをお聞きしたいと思います。

○座長

よろしいですか環境省さん。

○環境省

はい、環境省です。ありがとうございます。今、ご指摘いただきましたところは、1 ポツの「はじめに」のところでしっかりと書き込んでいくということを考えてございます。10 月に開催されました環境省の設置の有識者会議におきましても、有識者の委員の浅野先生からも、重要な経緯であるというご指摘をいただいております。浅野先生をはじめ、当時の関わってこられた方々の意見を聞いて、まとめていきます。

○座長

よろしいですか。今の回答は、とってつけたような回答になっていると思うので、立ち上がりが国全体として高濃度 PCB 処理について、誘導、立ち上がり期間が長過ぎたという指摘に対して、どう答えるのかという話が結局、安全でかつ確実な PCB 処理が、その当時確立されていなかったという、端的に言えばその事象があるわけです。それで、ここ北九州でこの監視会議が立ち上がったときには、既に事実が決定されていたんです。北九州でこういう技術で処理をすると。ただ、実験的なんです。先行した実施事業所はなかったわけです。北九州が先頭だったと思います。だから、そこら辺の話も含めて、古柴委員はきちっと記録して、次の機会にはもう少し立ち上がり期間が短い期間で事業をしてくださいという要望だと思います。だから、答えにくいかもしれませんが、決意ぐらひは環境省さんの方でしていただければいいと思います。

○環境省

座長、丁寧に解説をいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、PCB は皆様方、いろんな方々のご協力をいただいてここまで来たと考えてございます。同じような課題としまして、POPs 廃棄物、残留性有機化合物があげられ、さまざまな化学物質の危険性、有害性が指摘されています。これらについても適正に処理していくことが大事であると考えてございます。先程座長からご説明ありましたように、これまで有害物質に対応してきた経験等を整理します。環境省で技術実証を行って、処理の方法を整理し、早期かつ確実に処理できる体制を構築するということで、今後はなるべく早く処理体制の確立を目指すこと、紛失や漏洩等を防ぐ必要がありますので、管理をできる体制をしっかりと構築して進めていくということを考えてございます。

○座長

よろしいですか。他にありますか。

○監視委員

それぞれの報告書の完成目標時期と、あとその公表といいますか、周知の方法などはどうなりますでしょうか。

○環境省

先に環境省から回答させていただきます。環境省の報告書に関しましては、次回、3月に行います有識者会議におきまして、もう一度目次構成に関して先生方からご意見をいただきまして、来年度中、環境省の有識者会議におきまして報告書案をお示しして、その後、公表ということを考えています。公表の方法は環境省のホームページで公表ということを考えてございます。また、本日は目次構成ということでご報告させていただいておりますので、来年の監視会議の時に、どこまで作業が進んでいるかわかりませんが、この場でも報告をさせていただくことを考えてございます。以上になります。

○JESCO

JESCOといたしましても、環境省さんと足並みそろえまして、来年度しっかり報告書を形にすべく、まとめていきたいというふうには考えてございます。

○監視委員

プラントの完全終了まで、まだいろんなことがあると思いますので、ぜひアップデートといいますか、その辺の情報も加えていただけたらと思います。

○座長

よろしいですか。それでは、最後の議題ですけれども、今後の監視会議のあり方について、資料4に基づいて北九州市から説明をお願いします。

○北九州市

はい、環境局です。今後のあり方について説明させていただきます。北九州市 PCB 処理監視会議は、北九州 PCB 処理事業の実施状況等を監視し、PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するため、平成 14 年 2 月の設置以降、委員の皆様には活発なご議論をいただきてきました。ここで感謝申し上げます。先ほど JESCO さん及び環境省様から報告があったとおり、北九州 PCB 処理事業所では、プラント設備及び建屋の解体撤去工事が順次行われておりますが、先ほど JESCO 及び環境省から報告があったとおり、プラズマ溶融設備をはじめとする PCB 廃棄物処理設備については、設備内に PCB が残留していないか、安全性の確認作業をしながら撤去しているところであり、この安全性の確認作業は、令和 8 年度に完了する見込みとなつてございます。安全性の確認作業の完了が意味するところは、高濃度 PCB の取り扱いが終了し、JESCO 事業に一定の区切りがついたということであり、監視会議で監視すべき事項が大きく転換することから、本市としましては、今後の監視会議のあり方を整理し、状況に応じた見直しを検討したいと考えてございます。

資料 4 の 1 ページ目の 1 にお示しているとおり、監視会議の役割は、地域と情報を共有し、一体となつて監視することであるため、PCB 廃棄物処理事業の安全性確保、早期かつ計画的な処理の推進について監視する役割を果たすとともに、事故等の異常事態が発生したときの報告の場となつてございます。さらに、

令和 3 年 9 月に国から北九州 PCB 廃棄物処理事業の継続に関する検討を要請された際、北九州市は、事業継続を検討するに当たり、国として市民の意見や思いにしっかりと応えることが不可欠であると考え、安全性の確保、期限内処理の確保に加え、地域の理解及び取組の確実性の担保を柱とした受け入れ条件を取りまとめ、国に要望してございます。具体的には、2 にお示しているとおり、市民への情報公開の透明性を確保するため、地域の理解については、事業に係る安全性について、地域への積極的な情報公開のための機会の付与、地域への即応的な連絡体制など、必要な取組を確実に実施すること。取組の確実性の担保につきましては、国全体及び北九州 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、定期的に監視会議に報告することとしており、これに対して国からは、条件を承諾し、国が責任を持って確実に対応するとの回答があったことから、要請を受け入れているところでございます。

北九州市としましては、今後も市民への情報公開の透明性の確保及び即応的な連絡体制の維持のため、監視会議は必要と考えてございますが、北九州市 PCB 処理事業の解体撤去工事の進捗に応じて、市や JESCO が実施する環境モニタリングの内容や監視会議への報告事項やご議論いただく内容は変化していくものと考えております。来年度以降の監視会議で想定される議題を次のページ A3 の用紙にまとめているのでご覧ください。まず、ページ下部、監視会議議事案の行の内容となりますが、①計画的な処理については、工事の進捗報告として、PCB 廃棄物処理設備内の PCB 残留検査の結果、プラント設備撤去工事の進捗、建屋の解体工事の 3 項目を予定してございます。このうち、PCB 廃棄物処理設備内の PCB 残留検査の結果につきましては、赤字で示していますが、令和 8 年度中に安全性の確認作業が適正であったか、また、解体撤去工事により PCB が一般環境へ漏えいする可能性がないと認めるか等をご議論いただく必要があると考えてございます。

次に、②安全性の確保につきましては、引き続き発生源及び周辺環境モニタリングを実施し、その結果をホームページや紙媒体等を通じて市民に公開する予定でございます。測定結果の公開に当たりましては、監視会議で議論し、測定方法や測定結果に問題ないことをご確認いただいた上で公開したいと考えております。以上を踏まえまして、本市としましては、令和 8 年度の監視会議は、高濃度 PCB がなくなることを確認する重要な会。令和 9 年度以降は議事が基本的に報告のみとなることを勘案し、令和 8 年度はこれまで同様、対面方式で開催し、令和 9 年度以降の会議の開催方法等については見直しを検討していくこととしたいと考えております。なお、見直しに当たりましては、PCB 廃棄物処理から解体工事にフェーズが移行すること、環境モニタリング結果のチェック体制の構築がポイントとなると思われませんが、後日、改めて浅岡座長をはじめ委員の皆様にご意見を伺うことをしたいと考えてございます。以上でございます。

○座長

ありがとうございます。これからはこの議題に対して、委員を中心に質疑と議論をしたいんですけども、冒頭に、後の予定が入っていらっしゃる委員からコメント、今後のあり方について意見を述べていただきたいと思っております。

○監視委員

はい、ありがとうございます。今お示しいただいたような内容で、特に私として異論はございません。基本的には確実な撤去の部分、それからその安全性のところについて、ここに諮っていくということだと思いますので、その内容は非常に重要かと思っております。ただ、一方で、少しフェーズは変わってきますので、お示し

いただいたように、この監視会議のあり方については少しご検討いただいた方がいいかというふうに思います。

○座長

はい。他の委員の方お願いします。ありませんか。今の市からの提案というか、説明に関してちょっと違和感があるところがあるのは、この監視会議の位置づけが初期とちょっとずれているんじゃないかと。事業のフェーズフェーズで変りうるという表現で、ずれるのも前提の説明がなされていますけれども、この監視会議自身は事業の安全な推進の進行を監視する機関ではなくて、監視する主体は市であって、受け入れた市当局であって、この委員会はそれを補佐する協議機関として、それから情報公開の機関として設置されたもので、補助機関なんですよ。だから、基本は要するに市の行政の姿勢が基本なんですよ。今後もそれがしっかりやられていれば、この監視委員会は必要ないかもしれないですよ。というところで、私は今年度で終わるんじゃないかなと思ってたのが、来年度もう一回集まって会議をやるっておっしゃるから、やっぱりまだもう1年ぐらいはこの委員会の存在意義があるのかなと、市の行政を補佐する意味があるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺どうでしょうか。市の方からどなたか回答願いたいんですけども。

○北九州市

先生のおっしゃるとおりなんです。令和5年度で事業が終わりましたが、事業が終わったものの、処理としては終わったものの、安全性の確認というか、高濃度PCBが8年度までは残る可能性は否めないというか、まだそこまでは可能性があるということで、この会議というのは徹底的に市民への情報公開等を趣旨としておりますので、そこまでは確実に対面方式でこのやり方を維持したいというのが考えでございます。それ以降につきまして、高濃度PCBの存在がなくなる、この大きなフェーズの転換においては、委員の皆様のお意見も踏まえて今後のあり方を考えたいという話でございます。以上でございます。

○座長

ありがとうございます。局長。

○北九州市

今、担当課長から申し上げたとおりで、フェーズが変わっていく、それに応じて議論の内容が変わっていくというのは当初から、設置の段階から想定されたとおりでございます。実際の高濃度PCBの処理という点について、大きく変わるわけですが、先ほど補助機関という形で、座長おっしゃいましたけれども、そういう形で進めていく段階において、先ほど技術的なことだけに加えまして、先ほどの工業団地の方への説明の状況でありますとか、あるいは先ほどの安全宣言といった最終的な安全確認のところの報告書といったこの内容のご議論とかも、委員の皆様には、いわゆる技術的な視点以外のところでも、市の補助機関としてご助言といいますか、市のあり様も含めて、いただくところもありますので、そういった中でフェーズが変わる段階で、進め方そのものも、どういう形でしていった方がいいのかっていうのは、市としても、もちろんフェーズが変わってまいりますので、議論のあり方の論点とかを整理していきますけれども、会議そのもの、監視会議というものの位置付けとしてございますので、こういった形のあり方が良いのかっていうのを委員の先生方に、ご意見をいただきながら、その中で判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○座長

ありがとうございます。この PCB 問題というのは、環境汚染の問題としては、海洋汚染として近海の魚介類に汚染物が蓄積するという事で問題になった物質なわけですね。難分解性の有機塩素化合物として。それに関わって、この委員会の中に漁業組合から委員の方がおられますので、この監視委員会の今後についてのご意見があったらお願いします。

○監視委員

私も先ほど座長が言われたとおり、高濃度の PCB の処理が終わって、稼働期間中もいろいろの問題がありましたけど、それについて監視助言はいたしてきました。そして、これがもう PCB の高濃度の処理が終わって、この先どういう形で委員も含めて、市も含めてやっていくのかと。問題が今日の会議の中にもありましたけど、最終的に施設を解体して出てくる廃棄物、産業廃棄物等々にしろ、例えば焼却する部分にしろ、これを最終的にこの場で議論し出しますと、どこの焼却場で燃やすのか、産業廃棄物はどこに持っていくのか、最終的に市の管理方に持っていくのかもしれません。そういうところを踏まえた上で、最終的には、前の時に一回発言をさせてもらったんですけど、一義的にはこの処理の問題というのは、市が責任を持って最後までやらなきゃいけない問題。だから、私は、さっき座長が言われたとおり、ある意味もうこの監視会議の役割ってというのは、終わったのではないかと。ただ、今言われたとおりに、その次の段階、どうしていききたいのかというのを、これは市のほうからですね、こういうふうな形で監視会議を活かさせてもらいたいという意見が出ないと、この場でどういうふうにしたらよろしいですかと、いろんな意見が出てから最終的に話がいろんなところに波及してですね、結論が出ないんじゃないかと思えますよ。委員の皆さんがこれだけいますけど、PCB の処理に関しては、専門会議の方でよろしいんじゃないかと思えます。

○座長

それも一つの意見です。この議案に対しては、全員監視会議の委員に意見を述べていただきたいと思えますので、順次いきます。よろしいですか。今の意見に対して、市から何かコメントがあればどうぞお願いします。

○北九州市

今後のあり方についてですけど、今回この監視会議では、あくまでご提案ということで、後日、事務局の方から個別に意見を伺う予定としております。大きな方針としては、先程述べたとおりですけど、後日調整等を含めて、委員、座長含めて、ご相談させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○座長

わかりました。長い今までの過去の話も含めて、何か意見ございましたらお願いします。

○監視委員

フェーズが変わっているのはよくわかりますし、やっぱり先程の質問なんかも、先生方とか、ご経験された方が、突っ込んで話を聞くレベルだなんて実感しております。ただ、先ほど市民に説明責任があるんじゃないかとか、意見を言える立場、場所ってというのは、この監視会議ではないかなとも思えますので、その点はちょっと考えていただきたいなと思えます。そして、ちょっと外れるんですけど、監視委員の範疇じゃないん

ですけど、さっきからどこで質問したらいいかなと思ったことを質問させていただいてよろしいでしょうか。ここはあくまでも高濃度 PCB の処理事業に関してっていうものがつくんですけど、すごく気になってるいの、低濃度 PCB の処理事業所が、今北九州に何件かあると思うんですけど、その処理事業の処理状況っていうの、環境省は把握なさっているんでしょうか、これだけは、前から聞きたいなと思っていました。

○座長

今のことに関して、環境省さん回答をお願いします。

○環境省

環境省から回答させていただきます。北九州市内には光和精鉱さん 1 カ所、低濃度 PCB の処理をされているところがございます。全国では 23 カ所、低濃度 PCB の焼却をされている施設がございます。これらは環境大臣の認定の施設になりますので、環境省の方で毎年処理の状況を確認しておりますし、定期的に立入検査を行って、安全対策や排ガス等のモニタリング状況などを確認してございます。以上です。

○座長

ちょっと技術的な話の追加を。いつも環境省さんに同じ質問をしているんですが、先程の質問に近いんですけど、何をモニタリングされて適正な処理がされていると判断されていますか。

○環境省

ありがとうございます。環境省です。認定を出す際に、モニタリング計画も各事業者に作っていただいております。その内容を有識者の先生に確認いただいて、それに基づいて実施されているかどうかの確認をしてございます。この JESCO 事業と同じように、排ガス等々の、ダイオキシン、PCB 濃度を測っていただいて、それが管理基準以下になっているかということを確認してございます。

○座長

今の議論は、ちょっと分かりづらいので、市民の方々に説明しますけれども、後で吉永先生にも意見を聞くんですけど、この PCB 処理に関して一番問題になったのがダイオキシンの問題なんです。それで、実際には PCB 処理は燃焼法で行われていたわけですね。そうすると、燃焼法ではダイオキシンが発生するんです。それを確実に処理するために、発生しない技術を北九州の処理では使ったわけです。そういう意味で、低濃度はそのダイオキシンの発生する燃焼法を使っているんです。ですから、環境省さんは確実にダイオキシンの汚染濃度を、排ガスの汚染濃度を監視しなきゃいけないんです。それを確実にされていますという確認は、国の管理でとらせていただいています。それでよろしいですか。技術的な話として。それでいいですね。

次、お願いします。

○監視委員

私は、今回 2 回目になりますので、昔からの経緯をあまり把握、理解できておりませんで、前回、今回もちょっといろいろご意見を述べさせていただきました。我々、若松に住む住民としては、今までこれだけの数字があって報告されているので、きちんと処理されているというふうに確信はしておりますので、我々が議論するというよりも、報告さえしていただければ、それで良いのかなというふうには思っております。

○座長

ありがとうございます。次に、専門家としてよろしくお願いします。

○監視委員

私も、この会議の最初からのメンバーとして、一応高濃度 PCB の処理ということでは、私はこの会議はもう終わったのかなと思っています。ただし、今日も説明がありましたように、高濃度処理に関わったプラントだとか建屋とか、そういうものの処理については、まだちょっとあるのかなと。そこが終わった後は、廃棄物の問題ですから、これはもうこの会議でディスカッションするような議題ではないのではないかなと私は思っています。以上です。

○座長

次をお願いします。

○監視委員

最初は監視委員会と言っていました。途中から会議に変わりましたが。大分、最初の頃とはもう変わってきていますので、処理が終わった時点で、大体役割は終わったのかなと思っていましたら、その解体があるので、もう少しということでした。あとはこの順番に従って解体作業を進めるだけですので、この会議の役割は終わった。続けるのでしたら、もう少し規模を小さくして、主に市民の方、そういう関心高い方を中心にする組織でいいのではないかなと思います。以上です。

○座長

次をお願いします。

○監視委員

私は途中からでしたけども、もう実質的な処理が終わったということで、ほぼ終わるのかなと思ってたんですが、今日の説明を聞いて、PCB を処理してるプラントの設備がなくなった時点では、もうあとは建物の問題ですから、しかももう PCB がほとんど残留してないということが確認された後なので、年に一回あるとしても、このプラント設備がもう撤収された時点で役割はもう終わってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

○座長

次をお願いします。

○監視委員

特に表立った意見はございません。今まで監視委員が話をされたように、大体監視委員会の我々ですね、特に現場を最近見ているわけではございませんので、役割がもう終わっているのではないかという気がします。あとは環境省さんと北九州市さんと、最後まで見ていただければいいのではないかというふうに思っています。以上です。

○浅岡座長

次をお願いします。

○監視委員

最終的には全て終わって、その後で何事もなかったというのが一番いいことですので、もう我々の役目はそろそろ終わりってことのようなので、それでいいんだろうと思います。あとは最後まで何事もなく終わることを願っております。以上です。

○座長

次をお願いします。

○監視委員

色々意見もありましたけど、私も廃棄物処理に関して 40 数年間やってきていまして、いろんな経験をしているんですけど、この PCB だけはまだ扱ったことないですね、さすがに。こういったのは、話は聞くんですけど、これから先は PCB のない日本国内というところで推移していくんじゃないかなと思います。もう一つ聞きたいんですけど、今、北九州事業所は解体に入っていますが、他の事業所は同じように解体されているんですか？解体されている事業所はあるんですか？

○座長

JESCO さんをお願いします。

○JESCO

ご質問ありがとうございます。他の事業所も、営業物の処理が終わった事業所から順次解体撤去を進めるということになってございまして、今、西から言いますと、この北九州の次は大阪、豊田につきましても解体撤去を進めております。東京と北海道につきましても、この 3 月末まで営業物の処理期間がございまして、一部未使用になった設備から、先行的に解体撤去の着手をしておりますけども、本格的に解体を進めるのはこの 4 月以降というふうになるかと思っております。

○座長

この解体事業の開始等は、JESCO さんじゃなくて環境省さんがコントロールしているのではないですか。環境省さん、解体のコントロールはどうなっていますか。

○環境省

コントロール自体は JESCO の本社におきまして、解体の担当部長さんも付けていただいておりますので、本社で全体を見ていただき、さらに JESCO の技術部会におきまして、安全に処理する技術に関しても、例えば 1 期施設を解体する前に、空気用の配管ダクトの洗浄をどうするかとかですね、様々な議論をさせていただいてから、ここまで来てございます。環境省においては進捗を含めて、監督官庁としてしっかり責任持って対応させていただいております。

○座長

国全体としては、いつ解体が終わるんですか。全国で。

○環境省

現在も営業物の処理をしてございます、東京と北海道の室蘭のこの施設におきまして、解体撤去の計画を事業部会等に諮って、計画を立てているところでございます。今のところ、8年ぐらいはかかると聞いております。

○座長

あと、8年ですね、室蘭は。そういう話だそうです。

最後になりますが、お願いします。

○監視委員

最初に市の方からご説明いただいた、高濃度 PCB の処理が終わって、確認できなくなった時点でのあり方を考えるというところに関しましては、全く異論はございません。先ほどから時々出ていますけれども、市民の方々との直接の意見の交換の場という、そういう側面もあろうかと思いますので、今後のことを適切にご判断いただければと思います。以上です。

○座長

一通り委員の方には意見聞いたんですけど、追加の意見ある方いらっしゃいませんか。それから、あり方だけじゃなくて、全体の意見でもいいですから、この会議を終わるにあたって、最後に何か意見ございますか。どなたかありませんか。市でも JESCO さんでもいいですけど。特にこの会に出す意見はございませんね。それでは議事をこれで終了します。

○事務局

委員の皆様、本日は御多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。忌憚のないご意見を頂戴しまして、重ねて御礼申し上げます。操業は終了しましたが、解体に伴う設備等の PCB の除染作業は継続して行われますので、引き続きよろしく願いいたします。また、浅岡座長をはじめ監視委員の皆様へは、先ほど議論しました、今後の監視会議のあり方について、後日また改めてご意見をお伺いし、意見を集約した上で、次回監視会議に諮らせていただきたいと思いますと考えております。次回、監視会議開催時期につきましては、調整の上、改めてご連絡させていただきます。それでは、以上をもちまして、第 54 回北九州市 PCB 監視会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。